令和８年（フ）第３００号
福岡市中央区唐人町１丁目２番３－1106号　グランドメゾン大濠公園　ＴＨＥ　ＴＯＷＥＲ
債務者　吉元　利仁
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５６号
岐阜市川部５丁目60番地２　（仲見ビル202号室）
債務者　長友　清松
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗田未来人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１４号
山形県東根市神町東３丁目７番22号　デュエリング４－202
債務者　鈴木真喜子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
三重県伊勢市大世古３丁目１番58号
債務者　橋本　元美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地119号
債務者　持田　幸男
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市中島1207番地１　ダックハウス中島Ｂ棟202
債務者　近藤奈津子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１１１１号
名古屋市千種区光が丘１丁目22番　鍋屋上野住宅６－303号、住民票上の住所名古屋市千種区光が丘１丁目22番３－102号　鍋屋上野住宅
債務者　尾﨑　小鈴
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３１号
愛知県大府市北山町３丁目18番地　メゾン北山102号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２０号
愛知県大府市柊山町３丁目414番地　ウッドヴィレッヂⅡ301号、従前の住所愛知県大府市大東町３丁目169番地　希光組社宅201号
債務者　町田　宗盛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３７号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1108号
債務者　中田　健滋
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８５号
名古屋市東区葵２丁目５番48号　クレル葵201号
債務者　今井　順子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０９号
長崎県長崎市寄合町３番51－802号
債務者　葛島　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０６３号
札幌市北区篠路１条９丁目１番23号
債務者　福田　茂樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２６号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46－210号
債務者　髙木　彩華
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６８号
札幌市北区北30条西10丁目２番16号　コーポマキ３号
債務者　久保恵美子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９２号
札幌市北区拓北４条１丁目17番17－104号
債務者　矢藤　智徳
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部